慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治二○年学位令と法学博士：帝国大学体制の確立と学位授与
Sub Title	Conferment of doctor of laws by the 1887 academic degree order and establishment of imperial university system in modern Japan
Author	加藤, 学陽(Kato, Gakuyo)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.116, (2018. 3) ,p.175- 209
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20180315-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治二〇年学位令と法学博士

――帝国大学体制の確立と学位授与――

加藤学陽

一　はじめに
二　近代日本における学位令の制定と展開
(一)　歴史的概観
(二)　明治二〇年学位令の制定
三　明治二〇年学位令下の法学博士
(一)　法学博士授与の顚末
(二)　帝国大学による法学博士授与の資格標準
四　むすび

一　はじめに

開国以後、日本が幕末期に西洋諸国と締結した不平等条約の改正を目標として、国内制度の近代化は不可避のものとなっていた。[1] とりわけ、維新後の近代法典の整備は急務であり、それに伴い近代法の担い手たる法律家の育成も必要とされ、法学教育も同時に開始されてゆく。[2] 明治憲法の発布に先立ち、明治一九（一八八六）年に東京大学が帝国大学へと改組・改称されることになり、学術の中央集権化も一層進展する。特に帝国大学令第一条はその目的を「国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル」[3] と規定し、帝国大学の総長が法科大学長を兼任することになり、国家体制確立のための大学の役割とそこにおける法学の占める位置の重要性が示されることとなった。[4] こうした、いわゆる「帝国大学体制」[5] の成立に伴って、明治二〇年に学位令が制定され、学問上の功績を示す称号としての博士学位が近代日本に登場する。

戦前期日本における学位令は明治二〇年に発布、同三一年に改正の後、大正九（一九二〇）年には廃止されると同時に新たな学位令の公布がなされるという過程を経て学位の授与権者が文部大臣から大学へと転換することになった。その中でも帝国大学の発足の翌年に公布された明治二〇年学位令は、同三〇年の京都帝国大学発足に至る経過点にあり、いわば初期の帝国大学体制の確立に重要な意義を持ったと考えられる。

本稿では、まず近代期において公布された三つの学位令について、その規定を概観し、とりわけ、明治二〇年の学位令の制定過程にも目を向け、その制定の背景を明らかにする。続いて明治二〇年学位令の下で学位を授与された法学博士たちの学位授与の過程を再現し、法学博士授与の資格標準がどのようなものであったかを考察する。法学博士という新たな学位の出現による、法学という学問分野の制度的確立、さらには、明治国家における学術の体制化の過

程を追跡してみよう。

二　近代日本における学位令の制定と展開

㈠　歴史的概観

近代日本における法学博士の学位は、学位令の規定に従い授与された。本節では、戦前期に公布された明治二〇年、同三一年および大正九年の学位令を概観し、その規定の変遷を辿ることにしよう。

1　明治二〇年学位令

法学博士の学位は、帝国大学の発足後、明治二〇年の学位令に規定された。もっとも、この学位令制定以前にも、法学に関する学位が存在した時期があった。東京大学設立後、明治一一年末より、学位はその卒業生へと授与される称号として位置づけられた。学位の種類や名称の成立過程等の詳細は紙幅の関係で割愛するが、ここに東京大学の学部卒業資格としての「学士」学位が成立し、法学部の卒業であれば「法学士」が授与されることとなった[6]。このような、学士の学位や称号の性格は、課程修了証明に類するものであったとも言われている[7]。もっともこうした「学士」は学位令の制定によって学位から外され、称号に留まるものになるが、帝国大学卒業生であることを示す呼称として「学士」は残り続けることになり、その社会的評価は高いまま衰えることはなかった[8]。

明治二〇年五月二一日、勅令第一三号として公布された学位令は次の五条から成り立っていた。

第一条　学位ハ博士及大博士ノ二等トス
第二条　博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス
第三条　博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議会ノ議ヲ経テ之ヲ授ク
第四条　大博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ博士ノ会議ニ付シ学問上特ニ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ経テ之ヲ授ク
第五条　本令ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム[9]

また、右第五条の規定に従い学位令細則が文部省令第四号として同年六月二五日公布された[10]。これらの規定によれば、博士学位は主として次の三つの方法により授与されるものであった。第一に、大学院に入学し、定規の試験を経る（学位令第三条、細則第二条）、第二に文部大臣が大学院卒業と同等以上の学力があると「思慮」（細則第三条）した人物を帝国大学評議会で審議する（学位令第三条）、第三には学位論文を著し文部大臣に学位授与を申請する（細則第四条）。また、学位には博士と大博士の二種が定められ、大博士の学位は文部大臣が学問上特に功績があると「思慮」（細則第六条）した人物を博士の会議において審議し、さらに閣議の認可も得ることで授与されることとされた。

2　明治三一年学位令

明治三一年一二月一〇日、勅令第三四四号として新たな学位令が制定される。その趣旨は明治二〇年学位令の改正にあった[11]。この明治三一年学位令では、まず大博士の学位が削除され、授与される学位としては、博士のみとされる。その理由は実際に大博士の学位授与者が現われなかったことによるが、この経緯は後述する。また、学位取得方法については、四つの場合が定められた。第一に帝国大学大学院に入り「定規ノ試験」を経る、第二に論文を提出し学位

を請求し、それを帝国大学分科大学の教授会で審査する、第三に文部大臣の監督下にある博士会[12]によって推薦される、第四に帝国大学総長によって推薦されるという各方法である。こうした博士学位授与の過程については、明治二〇年の学位令と比較するならば、大きく転換したといえよう。特に、明治二〇年学位令以降文部大臣に一任されていた博士候補の推薦は、博士会と帝国大学総長にその役割が移行されたのである。但し、学位授与権者については依然文部大臣のままであった[13]。

さらに第三条には「学位ヲ有スル者其ノ栄誉ヲ汚辱スルノ行為アルトキハ博士会ノ議ヲ経テ文部大臣其ノ学位褫奪ス」との明文が見られ、文部大臣は「栄誉」ある博士学位を「褫奪」する制裁を加えることも可能となったことが考えられる。

なお、この改正に伴い、明治二〇年の学位令細則も失効し、明治三二年一月七日に文部省令第一号として新たな学位令細則が公布されている[14]。

3　大正九年学位令

内閣総理大臣諮問機関として大正六年に設置された臨時教育会議[15]において学位令の改正の審議が行われる。この審議の直接的な契機は当時帝国大学の他に公・私立大学を新たに設置し、またそれまでの専門学校令下に置かれていた諸学校の大学への昇格が認められたという事実があった。審議の具体的な経過については紙幅の関係で述べることができないが、学位については学の「蘊奥」を究めた者に与えられる称号か、位階勲等などに類する「国家の栄典」[16]かという学位の性質を巡る議論が中心であったといわれている。これらの議論を経て勅令第二〇〇号として、いわゆる戦前期体制下での最後の学位令が同九年七月六日付で発布された[17]。この学位令により「明治三十一年勅令第三百四十四号学位令及博士会規則ハ之ヲ廃止ス」とされた。つまり、以前の学位令を改正するという趣旨に留まらず、旧令を

廃止して全く新しい学位令が公布され、学位制度の一新が図られたのである。それは、第二条に最も顕著に表れた。第二条には「学位ハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ授与ス」と規定される。つまり、従来、文部大臣が掌握していた学位授与権が今日のように大学へと移行されることになったのである。また、推薦による学位授与を総て廃し、学位論文の提出を必須とする方式になり、さらに学位論文の印刷公表も義務づけられた。臨時教育会議において帝国大学総長の山川健次郎が博士学位の性質を「エライ大学者ヲ表彰スル為ノモノ」ではなく、「若イ人ノ奨励デアル」と明言したことに象徴されるように、「威信表示としての学位」のこれまでの性格はこれを機に改まってゆくのである。[18]

(二)　明治二〇年学位令の制定

以上、戦前期の学位令の変遷を概観したが、次に明治二〇年の学位令[19]に焦点を絞り、その制定過程[20]を見てみよう。

学位制度の確立を主導したのは文部大臣森有礼[21]であった。同一八年一〇月一五日、ナショナルアカデミーであった東京学士会院の第七三会において、「博士ノ称号ヲ更ニ設置」することが議論される。[22]そこでは、博士の称号を巡り、森有礼と東京大学総理の加藤弘之[23]の意見が激しく対立することになった。博士号は誰より賜うべきかという質問に対し、森は「大博士号ノ如キハ天皇陛下ヨリ賜ハルベキ所トス」と返答した。これに対し、加藤は「是等ノ称号ハ元来大学ニ於テ授クル方至当ナルヘシ、彼ノ大師号ノ敕授トハ同日ノ論ニ非ス、且博士号ニ品級ヲ立ルハ官吏ニ類シテ宜シカラズ」と真っ向から対立する。そして「現今大学ニハ学士号アリ、故ニ其上ニ博士号ヲ置キテ大学ヨリ之ヲ授クルハ何如、又欧洲ノ制ニテモ是等ノ称号ハ多ク皆大学ヨリ出ル者ナリ」とヨーロッパの例を引きつつ持論を展開する。しかし、森は「欧洲ノ大学ニハ各其制ヲ主理スル人アリ、我大学ハ組織彼我ト異ナル故ニ、我大学ヲシテ全ク彼如クナラシメハ此称号ヲ大学ニテモ授ルモ可ナリ、然ルニ今我大学ハ大蔵卿ニ仰ク所ノ金額ニ依リテ以テ維持スル者ナレ

ハ衙門ニ類似シ半ハ大学ニ類似シタリ」と反論する。これに対し加藤は「何レニモ博士号ヲ政府ニテ授クルハ不適当ナリ」と改めて見解の相違を強調した[24]。

つまり、加藤は博士の称号を「欧洲ノ制」に倣い、大学が授与するのが適当であるとしたが、森は天皇に授与の権限があることを前提としており、日本の大学の性質そのものが欧州とは異なるという理由で加藤の意見を退けたのである。このように博士という称号が天皇から授与されるような栄典であるか課程修了証明としての性格が強かった学士号[25]の上に設置される称号であるかということは、その性質をめぐって、文部大臣と東京大学の総理の間で認識に大きな開きがあった。

明治一九年三月二日に勅令第三号として公布された帝国大学令の第四条は学位について、「分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ大学院ニ入リ学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス」と規定し[26]、その詳細は同令には置かれなかったのだが、その制定段階にあった同年二月二四日の日付がみられる「帝国大学令案」には付属資料として「参照甲号　学位条令草案[27]」が添付されており、学位に関しては帝国大学令とは別個の規定を設けることが構想されていた。この「学位条令草案」は、大博士と少博士の二種を定め、大博士は文部大臣および学士会院において適当と認められた者を文部大臣が「上聞ニ達ス」ことで授与されるとし、少博士は文部大臣が適当と認める者を「上聞ニ達シ勅裁ヲ経テ」授与されると規定していた。さらに、大博士の学位を有する者を「勅任官ノ待遇ヲ受クル」とし、少博士についても「奏任官ノ待遇ヲ受クル」としている。前述の学士会院における加藤の「博士号ニ品級ヲ立ルハ官吏ニ類シテ宜シカラズ」という批判はこの草案に全く反映されず、特に学位を有する者に「勅任官」もしくは「奏任官」の待遇を与えるとしたことは、わが国の大学が「衙門ニ類似」しているという森の構想に親和するものといえよう。また、この草案においては学位の授与、審査、被推薦者の選定といった学位授与手続に大学が全く関与しないこととされ、帝国大学令第四条との整合性も定かではない。

そして、帝国大学令施行後の明治一九年四月二六日、文部省学務局長折田彦市から帝国大学総長へ新たな「学位条例」の草案が「回付」されている。[28] 同案は大博士、少博士および、学士の三種類を学位とし、それぞれを次のように定めている。大博士については同案第四条と第五条に記され、それぞれ「文部大臣ニ於テ大博士ノ学位ヲ賜ハルニ適当ナリ適当ナリト認ムルモノアルトキハ学士会院及帝国大学ニ諮詢シテ之ヲ奏薦スヘシ」、「大博士ノ学位ヲ授クルハ内閣総理大臣之ヲ奉行ス」とされた。また少博士は同案第八条と第九条に、「文部大臣ニ於テ少博士ノ学位ヲ賜ハルニ適当ナリト認ムルモノアルトキハ之ヲ奏薦スヘシ」、「少博士ノ学位ヲ授クルハ文部大臣之ヲ宣行ス」とされ、学士については第一一条に「帝国大学院ノ学業ヲ卒ヘタルモノ若クハ之ニ等シキ学芸ヲ有スルモノニシテ学士ノ学位ヲ賜ハルヘキモノアルトキハ文部大臣之ヲ奏請シ帝国大学総長之ヲ宣行ス」と規定された。前述の「参照甲号　学位条令草案」と比較すると、大博士の授与には帝国大学への「諮詢」を経ることや、学士を帝国大学院の卒業証明として設定した点において、学位授与手続と帝国大学との関係が明確化した。

さらに、明治一九年一二月一六日には、帝国大学の評議会において「学位令草案ニ関シ評議官意見可申出旨文部省総務局長ヨリ照会ニ付議案ト為シ之ヲ会議ニ付」[29]されたとされており、その草案の内容は明らかではないが、学位令の草案は帝国大学においても審議されるようになった。このように、学位令を制定する過程において、漸く文部省と帝国大学の間で意見の調整が行われるようになったことが看取される。ここで次の史料を見てみよう。[30]

勅令

帝国大学令第四条ニ依リ授与スル学位ハ法学博士、医学博士、工学博士、文学博士、理学博士トシ文部大臣ノ上奏ニ依リ之ヲ授ク

大学ノ教授ニ任シタルモノハ其経歴ニ拠リ本項ニ準シテ学位ヲ授ク

本史料は、「勅令」と題し、僅か二条から成るこの草案には具体的な起草者が記されてはいないものの、版心に「帝国大学」の文字が刷られた罫紙に記されており、帝国大学で作成された学位令の草案であることが推察される。当該史料は史料綴の「従明治二十年至明治二十四年」の部分に所収されており、学位令の公布が同二〇年五月二一日であったことから、その作成された時期は同年一月から五月の間と考えられる。帝国大学令第四条との関係を明確化した草案には、学位令が勅令として発布されることに加え、博士の分野を帝国大学分科大学の区分に基づき定めているという点において、当該草案が公布された規定に接近した段階にあることが見て取れる。さらに、大学教授の経歴に対しても学位が与えられる規定があり、これは学位令には反映されないが帝国大学側の学位観を読み解く上で興味深い。

以上の過程を経て明治二〇年五月二一日に学位令が発布される。この学位令は文部大臣が学位授与を行うことを定め、帝国大学の役割は博士学位の試験や審査を行うことに留められた。さらに同令の公布に伴い、同年一〇月四日に文部省官制が改正され[31]、学位に関する事務は文部省総務局文書課において執り行われることとされた。このように学位授与権限の重心は文部省にあり、学位は最終的には政府の意向で授与されるという性質は明らかであった。森はこの学位令の目的を「学位令の発布は一は国家の生存社会の秩序に関して其要を認め一は学識具備者の為め其要を認められたるに由るなり（決して外国に学位の制あるが故に非ず亦本邦の往時に斯の如き者ありしが故に非ず）」とし、「国家社会に列し其上流に位する身は後進者に対して之を受けざるを得ざる[32]」と表現した。森によれば、学位令制定の理由とは海外の制度の模倣的導入ではなく、国家社会の生存や秩序にとって必要だからであり、それは「帝国日本」の国際的地位の向上を目指す学術政策の一環としての、新しい威信体系を意味していた[33]。森において学位は国家への学問的な貢献を評価するためのものであり、官主導による学問秩序形成を図る手段であった。

三　明治二〇年学位令下の法学博士

前章では近代期日本において初めて博士学位授与の規定を設けた明治二〇年の学位令の制定過程を整理した。当該学位令の制定は、同三一年の学位令（勅令第三四四号）によって改正されるまで、日本における博士学位の基本的な枠組みを定めたが、そのような中で法学博士がいかに選出されたのかを繙きながら、日本における法学博士第一号が誕生した意義を考察することを本章の目的とする。

㈠　法学博士授与の顚末

明治二〇年学位令に基づく博士たちは、彼らに博士学位が授与された年月日を規準として、便宜上四種類のグループに分けられている。[34] そのうち文部大臣による学位授与者の推薦が行われたのが、明治二一年五月七日の第一期、同年六月七日の第二期、同二四年八月二四日の第三期である。その後は明治三一年に学位令が改正されるまで文部大臣による博士学位授与者の推薦は行われなかったため、第三期以降明治三一年までの期間を第四期としている。本稿の以下の叙述においても、上記の四つの区分に従う。

1　第一期――日本初の法学博士誕生

前述の通り学位令第三条では、博士学位は大学院に入り定規の試験を経ることで授与されるのが原則とされていたが、明治二〇年の大学院規定改正により学位試験の受験のためには五年間の大学院在学期間が必要とされていた。[35] そのため、学位令が施行を見ても同令第三条に規定される試験に基づく博士号の授与は直ちになされなかった。とはい

え、学位令第三条の後段には大学院に入り定規の試験を経た者と同等以上の学力を持つ人物を帝国大学評議会で審議するという方法も示されており、大学院の卒業者の登場を待つ前にこの規定に従い博士学位の授与が行われることとなった。その具体的な方法は学位令細則第三条に記されるように、文部大臣が大学院卒業と同等以上の学力を持つと「思慮」する人物を、帝国大学評議会の審議にかけ三分の二以上の「是認」を経ることにより文部大臣から博士の学位が授与されるというものである。

この規定を前提として、明治二一年三月一三日付で文部大臣森有礼より帝国大学総長渡辺洪基[36]宛に以下の通達があった[37]。

別記細川潤次郎外二十四名各儀ハ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タル者ト同等以上ノ学力アリト思考シ別記朱書之通学位ヲ授与可致見込ニ付至急学位令第三条ニ依リ帝国大学評議会ノ議ニ相附シ候也

続けて「追テ本文細川潤次郎外二十四名履歴之儀ハ其学ニ於テ概子承知致居候儀ト思考候ニ付別段添附不致候」と記され、法学、医学、工学、文学、理学の五分野からそれぞれ五名ずつ計二五名の博士候補者が列記された。法学博士候補として挙げられた人物は細川潤次郎、鶴田皓、箕作麟祥、穂積陳重、鳩山和夫の五名であった[38]。

氏名の上にはそれぞれ叙位、叙勲が併記されており、森の言う通りもはや改めて履歴を問う必要がないほどに周知の人物が推薦されたわけである。

これらの候補を受けて帝国大学評議会は同年三月一九日に審議を行った[39]。明治二一年当時の帝国大学評議会を構成していたメンバー[40]は、法科大学の木下広次、鳩山和夫、医科大学の三宅秀、大沢謙二、工科大学の古市公威、辰野金吾、文科大学の外山正一、理科大学の菊池大麓、矢田部良吉であった。文科大学に所属していた者は一名であるが、

他の各分科大学からはそれぞれ二名ずつが出向いていた。[41] 最終的な票決は評議官一人につき一票を持ち、「否」、「可」、「中立」のいずれかの票を被推薦者に投じるという方式がとられたようである。『評議会記録』にはその票決の結果が人物名の横に記号を付す形で示されている。[42] 以下、法学博士候補の票決結果である。

文部大臣ノ諮詢ニ係ル博士ノ学位授与ノ件
　其可否ヲ会議ニ問フニ
従三位勲二等　細川潤次郎●●△●△△○●●　従三位勲二等　鶴田皓△●●△△△●●
従三位勲二等　箕作麟祥△●●○△△●△　正六位　穂積陳重○○○○○○○○
従五位　鳩山和夫○○○○○○○
右法学博士
（中略）
●ハ否　○ハ可　△ハ中立

右図を解説すると次のようになろう。まず、鳩山和夫および穂積陳重の二名は、評議官全員から「可」の票が投じられ可決された。[43] 一方で、細川、鶴田および箕作については、大いに票が割れる結果となった。細川は可一、否五、中立三、鶴田は可とする票がなく、否四、中立五、箕作は可二、否三、中立四となった。前述の通り、可決される条件は三分の二以上の「是認」が求められるため、中立票は実質的には否票に準ずる扱いにされたと見え、細川、鶴田、箕作の三人は否決となった。前述の通り帝国大学評議会では各分科大学の評議官が票決を行っており、法学博士候補に対して、法学を専門としない評議官たちも投票しなくてはならなかった。しかし、学識の判断の指標となるべき要

件は学位令や同細則には明文化されていない。それでは、三人の博士候補を「否」とした理由はどのようなものであったのか。この結果を導いた要因を種々の背景的事実を考慮することにより推察してみよう。

彼らをお互いに差別化する要素として、まず世代を挙げることができる。明治二一年当時、穂積と鳩山は共に三〇代前半であったが、箕作は四〇代、細川と鶴田に至っては五〇代と年齢に大きな開きがあった。これらの年齢の差異は、学問的研鑽を積んだ時期に関わる。とりわけ幕末期に「洋学」として学んだ者と、明治期に入り、直接に外国人教師や留学から学んだ者とでは、その専門的知識における質や方法は大いに異なっていたに違いない。ここには明らかに世代による隔たりがある。[44] 例えば、後に法学博士を取得する帝国大学教授の梅謙次郎は箕作麟祥との関係について、「私と箕作君との関係は、明治二十三年が初めてで、時代が違っておりまして、丁度、箕作君の弟子どもが、私の先生に当るのでありました。[45]」と回顧し、その世代の違いを明確に意識していた。それに加え、帝国大学の教授たちは、そうした年長の学者に対し、必ずしも良い評価を与えていなかった。磯部四郎は「同じ委員仲間の大学の腐れ教授などが、青二才のくせに、自分が、大学教授だとか、何だとか云うので、生意気に、箕作先生の事を、同等の言葉を使って、『箕作君』とか、何とか言って居た、我々は、常に、それを聞いて、先輩を蔑視する奴だと思った。[46]」と述べる。残念ながら帝国大学評議会で具体的にどのような審議が為されたかは資料的な制約から現時点では不詳であるが、このように「箕作先生」ともいえるような先輩を軽視する傾向のあった当時の帝国大学は、五名のうち特に年齢が高い細川、鶴田、箕作の三人には学位を認め難いとの印象を形成したことが推測される。

こうした帝国大学評議会での票決に森は不満を覚え、三月二二日付で帝国大学総長に「別記細川潤次郎外十名儀ハ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タルモノト同等以上ノ学力アリト思考候ニ付朱書之通学位授与之儀至急帝国大学評議会ノ再議ニ相附シ候也」と、否決された博士候補の再審議を要求し、[47] 同二六日の帝国大学評議会で法学博士候補については細川、鶴田、箕作の三人が再審議される運びとなった。なお、当日は議長の帝国大学総長、評議官九名、書記官

一名に加え文部大臣と文部次官が臨席し、文部省において開会する異例の帝国大学評議会であった。[48] 森は再議に際し演述を行い、候補者の選出についての意図を次のように明らかにした。[49]

博士ノ学位ヲ授与スル者ハ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タルモノト右ニ同等以上ノ学力ヲ有スルモノトノ二種アリテ、同等以上ノ学力ヲ有スルト思考スルモノヽ内、東京大学又ハ帝国大学ノ正則ニ拠リ学問ヲ為シタルモノアリ、外国大学ノ正科履践シタルモノアリ、又ハ維新前本邦未タ学則ノ備ハラサル時代ニ在リテ、昌平黌及蕃書調所又ハ私塾等ニ於テ修学シタルモノアリ、其学問ノ種類方法規則相異ナリト雖モ学力ニ於テハ何ソ異ナルコトアラン、況ンヤ学者ノ来歴ヲ閲ミスルニ古風ノ学者ト今日ノ正則学者トノ間ニ瞭然一界線ヲ画スルハ、頗ル難事ニシテ之ヲ為スコト能ハサルニ於テオヤ、加之維新前ヨリ学問ヲ為シタル人ハ殊ニ尊重セサルベカラス

森は「維新前本邦未タ学則ノ備ハラサル時代ニ在リテ、昌平黌及蕃書調所又ハ私塾等ニ於テ修学シタルモノ」にも学者としての功績を認め、学力において差異はないと述べた。そもそも森は博士候補の選出目的を、最高の国家的功績を残した大博士を選出することの前段階であると考えていた。そのため「維新前ヨリ学問ヲ為シ」、明治国家の建設に尽力してきた「古風ノ学者」に博士学位を与えることにむしろ積極的であったと考えられる。だからこそ帝国大学評議会で、「古風ノ学者」とも言われる世代の学者が排除され、偏った結果となったことに不満を覚えたのではないだろうか。森の熱演を受けた評議官たちによる再票決の結果は、箕作については可六票、否三票で条件を満たして可決となったが、細川、鶴田はに共に可二票、否七票と厳しい判断が変わることなく下された。

この再審議の結果は四月九日付で帝国大学総長より森へ伝えられた。[50] 森はそれ以上の再議を求めず、その三日後に補欠候補として新たに田尻稲次郎と菊池武夫を帝国大学へ伝え、同月二三日開会の評議会で票決が行われることに

なった。[51] 田尻、菊池は共に可九票、否〇票の全員一致で可決され、[52] 同日総長より上記二名が三分の二以上の是認を得て可決されたことが文部大臣へ伝えられた。[53] かくして選出された穂積陳重、鳩山和夫、箕作麟祥、田尻稲次郎、菊池武夫の五名が明治二一年五月七日付で法学博士の学位を授与され、[54] 彼らは近代日本における初めての法学博士となった。

再議の結果によって認められた箕作を除く四名はすべて、帝国大学評議会において一人の反対もなく博士として適格であると票決されたことに留意するならば、博士の学位を授けるべき「規準」については文部大臣森有礼と帝国大学評議会との間に随分と開きがあったと考えられよう。学位令細則第三条の定めでは、最終的に学位を授与する権限者を文部大臣とするが、実際には帝国大学評議会における審議が極めて重要な機能を担ったのである。[55]

2　第二期――博士会議の開催と大博士問題

第一期の博士学位授与の後、間を開けずに第二期の学位授与者の選出が始まった。明治二一年五月一九日、森有礼は再び博士候補者を各分野から五名ずつ、合計して二五名を挙げ、帝国大学総長へと伝えた。そのうち法学博士に限り列挙するならば、木下広次、井上正一、熊野敏三、岡村輝彦、富井政章の五名となる。[56]

同年五月二八日の帝国大学評議会で「博士ノ学位ヲ授与スヘキ件文部大臣ノ諮詢ニ付会議ニ附スルニ全員ノ是認ヲ以テ之ヲ可決」[57] するに至り、同月二九日付で総長より文部大臣へ「木下広次外二十四名へ別紙之通学位授与之儀本学評議会之議ニ被附候処評議官全数之是認ヲ経候ニ付此段具申候也」と回答があった。[58] 二五名には同年六月七日付で学位が授与された。[59]

文部大臣が提示した第二期の博士候補たちは、一人も帝国大学評議会で否決されず、さらに第一期の時よりも短期間で博士学位の授与が決定した。また、注目すべきは、大博士の学位授与については、

文部大臣推薦の人物を「博士ノ会議」に付し、出席博士三分の二以上の「是認」を必要としており（学位令細則第六条）、同年五月八日付の官報にはすでに「来ル六月十一日午後一時ヨリ文部省ニ於テ博士ノ会議ヲ開ク」[60]ことが予告されていた。そのため、大博士学位選考母体としての「博士ノ会議」の構成員を早急に確定させる必要があった。ここには文部大臣の推薦者と帝国大学評議会とが学位授与者決定の承認において一致したのである。[61]

同年六月一一日、予告通り第一回目となる博士会議が開催され、[62]第一期および第二期で選ばれた五〇人の博士たちは、この博士会議において大博士の学位授与者の選定に臨んだ。第二期までに博士学位を授与された者が各分野から均等に一〇人ずつ、計五〇人の定数となったのは、大博士の選出を公平に行うためであったとの推察も許されるのではないだろうか。

ところが、第一回の博士会議において大博士は、その該当者の選出がついに果たされず、その後も大博士という学位が授与された形跡を確認することはできないのである。前述の通り、結果として大博士の規定は空文化し、学位令によって授与された学位は博士のみとなった。

3　第三期・第四期――難航する審議

第二期の博士学位が授与された後、第三期の法学博士候補が提示されたのは約三年後の明治二四年であった。第三期の博士学位授与は同年八月二四日付で行われたが、文部大臣から帝国大学総長への博士候補推薦の通達は四回を数える。

まず、明治二四年一月一三日文部大臣芳川顯正より帝国大学総長加藤弘之へ「別記和田垣謙三外三十四名儀ハ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タル者ト同等以上ノ学力アリト思考シ朱書之通学位授与可致見込ニ付学位令第三条ニ依リ帝国大学評議会ノ議ニ付ス」と通達がなされた。法学博士としては和田垣謙三、末岡精一、宮崎道三郎、岸本辰雄、宮

城浩蔵、増島六一郎が列挙された[63]。

帝国大学評議会においては、これらの博士候補について明治二四年一月二三日、同二七日、二月三日、同六日の計四回に亘り審議された形跡が見えるものの、二月六日に「博士ノ件　遂ニ議決ス」と一応の決着がついたことが確認できるのみで[64]、票決の具体的な経緯等は詳らかにし得ない。博士の件は議決したが、学位授与はすぐに行われず、続いて二月一七日の評議会において、「法学博士三名更ニ文部省ヘ申立ノ事[65]」が可決される。これは、「法学博士ノ学位授与スヘキモノ更ニ三名ヲ文部大臣ニ内申スルコト[66]」であり、これまで文部大臣に一任されていたはずの博士候補者の推薦が、帝国大学によっても行われたことを示している。そして同年四月一七日、新たに三八名の博士候補が文部大臣より帝国大学総長へ伝えられた。そのうち法学博士候補は穂積八束、梅謙次郎、山脇玄、磯部四郎、金子堅太郎、栗塚省吾、本多康直である。

さらに注目すべきは、同日付で用紙が改められ、更なる二一名の博士候補が伝えられた。そこには法学博士候補として細川潤次郎と津田真道の名があった。

ここには、第一期において法学博士の候補とされながらも、選に漏れた細川の名も再び挙げられている。また、同日に二度に分けて候補が伝えられていることは意味深長である。なぜなら先に推薦された七人については明治期以降に東京大学や司法省法学校または海外の大学で修業した比較的若い世代に属しているのに対し、細川と津田については明治維新期以前に学問的研鑽を積んだ年齢の高い人物が挙げられていることが興味深い。このことから、文部大臣芳川は森有礼同様いわゆる「古風ノ学者」への学位授与にも抵抗がなかったと思われる。ここまでに伝えられた候補者たちに対する審議は帝国大学評議会で四月二一日、同二八日、五月五日、同二六日に議題となっているが、五月五日の段階で「未定」であると記され、五月二六日においても「未定」のままとされた[67]。第二期までと比して審議の回数が格段に多いのは、法学を専門としない評議官も審査しなくてはならなかった評議会において大量の博士候補者を

選定することが困難だったからであろう。

そして、文部大臣が大木喬任に代わった同年八月三日、大木は帝国大学総長へと「本年一月及四月中学位授与ノ見込ノ者ニ付帝国大学評議会ノ議ニ付シ置候処別記土方寧外三名ハ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タル者ト同等以上ノ学力アリト思考シ朱書之通学位授与可致見込ニ付学位令第三条ニ依リ帝国大学評議会ノ議ニ付ス」とさらに新たな博士候補を伝え、その中では法学博士候補として土方寧、金井延の二名が挙げられた[68]。加えて大木は、「追テ本議ハ先キニ会議ニ付シ置キタルモノト併セテ速ニ答申有之度」と、四月二一日から五月二六日にかけて評議会の議題となる上述の「未定」とされていた候補者の審議をせかしていることにも注目できる。

これを受けた帝国大学評議会は、同日中に審議を行い、「曩ニ再三討議セシ学位博士授与ノ件」を議決し[69]、明治二四年八月五日、帝国大学総長加藤弘之から次のような結果の返答があった[70]。

和田垣謙三以下九十八名ハ博士ノ学位授与可相成ニ付評議会ノ議ニ附セラレ候処右ノ別記二十九名ヲ除クノ外ハ大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タルモノト同等以上ノ学力アリト評議官ニ於テ是認致候条此段復申候也

まず、「大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タルモノト同等以上ノ学力」がないとして別記された二九名のうち、法学博士の候補とされていた人物は磯部四郎、金子堅太郎、栗塚省吾、本多康直、細川潤次郎、津田真道であった。その他の法学博士候補者は和田垣謙三、末岡精一、宮崎道三郎、岸本辰雄、宮城浩蔵、増島六一郎、穂積八束、梅謙次郎、山脇玄、金井延、土方寧であり、この限りでは彼ら全員に法学博士の学位が与えられるはずであった。

しかし、帝国大学総長加藤弘之は八月一四日付で以下の上申を行う[71]。

去五日博士之学位授与之御下問ニ対シ評議会ニ於テ磯部四郎初筆二十九名ヲ除クノ外可決之旨上申候処宮城浩蔵岸本辰雄山脇玄之三名モ否決之内ニ加ヘ可申ヲ誤テ可決之内ニ入レ候段粗漏ニ渉リ恐縮ノ至ニ有之候仍而此段更ニ申上候也

加藤の上申がなされた一〇日後に第三期の博士学位授与が行われたが[72]、そこに右引用文に現れた宮城、岸本、山脇の三名の名前は見られなかった。

このような経緯のもとで行われた第三期の学位選出の特徴として、博士の定数制が無くなったことを指摘できよう。前述の通り第一期および第二期の博士には、大博士の選出を行う博士会議の母体となることを目的として学位が授与されたことが考えられ、その人数も定数枠が予め存した如くであった。しかし、大博士学位の選出は行われず、もはや分野ごとに博士の数を均衡するように考慮する必要はなくなったのであろう。そうした状況において、法学博士候補一七名中の半数以上もの九名を帝国大学側で否決としたことからは、学位授与制度に対する帝国大学のより積極的で主体的な関与の実態を見て取ることができるのではないだろうか。

第四期においては、明治二六年五月二四日付で外務省翻訳官であった本野一郎に法学博士が授与された。本野は明治二〇年学位令下において唯一の学位論文による法学博士であった[73]。

(二) 帝国大学による法学博士授与の資格標準

上述の通り、第一期の博士候補の選出は文部大臣によって「大学院ニ入リ定規ノ試験ヲ経タル者」と同等以上の学力があると判断されたことになっているが、当然ながらその規準となる大学院の課程を経て学位を取得した人物は誰一人として存在しない状況であった。そのため、大学院修了と同等以上の学力という規準の内実は、文部大臣と帝国大学の「是認」を経た博士たちという「博士像」による他はなかった。

留学先	西洋諸国での学位、称号	帝国大学教授 (明治19～25年度まで)	候補時の主な役職 （帝国大学教授を除く）
仏			元老院議官
英、独	法廷弁護士（ミドルテンプル）	○	
米	法学博士（イェール大学）	○	外務省取調局長、外務省翻訳局長
米	文学士（イェール大学）	○	大蔵省国債局長
米	法学士（ボストン大学）		司法大臣官房秘書官
			元老院議官
仏			元老院議官
仏	法学博士（リヨン大学）	○	
仏	法学博士（パリ大学）		司法省参事官
仏	法学博士（ディジョン大学）		司法省参事官
英	法廷弁護士（ミドルテンプル）		横浜始審裁判所長
仏	法学士（パリ大学）	○	
英、独		○	
独、墺		○	
独		○	
独		○	
仏、独	法学博士（リヨン大学）	○	農商務省参事官
英	法廷弁護士（ミドルテンプル）		代言人
英	法廷弁護士（ミドルテンプル）	○	
独、英		○	
仏	法学士（パリ大学）		大審院判事
仏	法学士（リヨン大学）		衆議院議員
独	哲学博士（ハイデルベルク大学）		内閣法制局主管
仏	法学士（パリ大学）		大審院判事
米	法学士（ハーバード大学）		貴族院書記官長
仏	法学士（パリ大学）		大審院判事
独	法学博士（ゲッティンゲン大学）		司法省参事官
蘭			衆議院議副議長
仏	法学博士（リヨン大学）		外務省翻訳官

表 1：明治 20 年学位令下での法学博士候補

期	氏名	生年(西暦)	候補の時の年齢	明治20年学位令下での学位授与	出身校
I	箕作麟祥	弘化 3 (1846)	42	明治21年 5 月 7 日	蕃書調所
	穂積陳重	安政 2 (1855)	33	明治21年 5 月 7 日	開成学校
	鳩山和夫	安政 3 (1856)	32	明治21年 5 月 7 日	開成学校
	田尻稲次郎	嘉衛 3 (1850)	38	明治21年 5 月 7 日	慶應義塾、開成学校
	菊池武夫	嘉衛 7 (1854)	34	明治21年 5 月 7 日	開成学校
	細川潤次郎	天保 5 (1834)	54	×	(蘭学、英語など修業)
	鶴田皓	天保 6 (1835)	53	×	木下犀潭塾(律学)
II	富井政章	安政 5 (1858)	30	明治21年 6 月 7 日	東京外国語学校
	熊野敏三	安政元(1854)	34	明治21年 6 月 7 日	司法省法学校(法律学士)
	井上正一	嘉衛 3 (1850)	38	明治21年 6 月 7 日	司法省法学校(法律学士)
	岡村輝彦	安政 2 (1855)	33	明治21年 6 月 7 日	開成学校
	木下広次	嘉衛 4 (1851)	37	明治21年 6 月 7 日	司法省法学校(法律学士)
III	和田垣謙三	万延元(1860)	31	明治24年 8 月24日	東京大学(文学士)
	末岡精一	安政 2 (1855)	36	明治24年 8 月24日	東京大学(文学士)
	宮崎道三郎	安政 2 (1855)	36	明治24年 8 月24日	東京大学(法学士)
	穂積八束	万延元(1860)	31	明治24年 8 月24日	東京大学(文学士)
	梅謙次郎	万延元(1860)	31	明治24年 8 月24日	司法省法学校(法律学士)
	増島六一郎	安政 4 (1857)	34	明治24年 8 月24日	東京大学(法学士)
	土方寧	安政 6 (1859)	32	明治24年 8 月24日	東京大学(法学士)
	金井延	慶応元(1865)	26	明治24年 8 月24日	東京大学(文学士)
	岸本辰雄	嘉衛 5 (1852)	39	×	司法省法学校(法律学士)
	宮城浩蔵	嘉衛 5 (1852)	39	×	司法省法学校(法律学士)
	山脇玄	嘉衛 2 (1849)	42	×	大学東校
	磯部四郎	嘉衛 4 (1851)	40	×	司法省法学校(法律学士)
	金子堅太郎	嘉衛 6 (1853)	38	×	藩校修猷館
	栗塚省吾	嘉衛 6 (1853)	38	×	司法省法学校(法律学士)
	本多康直	安政 3 (1856)	35	×	
	津田真道	文政12(1829)	62	×	象先堂(蘭学)
IV	本野一郎	文久 2 (1862)	31	明治26年 5 月24日	東京外国語学校

※明治20年学位令下で法学博士授与の候補となった人物の生年や出身校といった情報を整理した。
※学位授与欄において博士学位授与候補となりながら、学位を授与されなかった場合には×を記した。
※二期以上に亘って候補となった人物は、初めて候補となった期のみに記し、二度目以降は省略した。
※人物のプロフィールについては井関九郎『大日本博士録 第一巻』発展社、1922年、大植四郎（編）『明治過去帳』東京美術、1971年、上田正昭・西沢潤一・平山郁夫・三浦朱門（監修）『講談社日本人名大辞典』講談社、2001年を典拠とした。
※帝国大学教授経験の有無については、『帝国大学一覧』明治19年－明治26年を典拠として作成。
※官職については『改正官員録』明治21年甲 5 月、明治21年甲 6 月、明治24年甲 6 月、明治26年甲 5 月を典拠とした。

明治二〇年学位令下での法学博士候補の簡単なプロフィールは**表1**に掲げた。以下、博士学位を授与された法学者の学識、事蹟などについて考察を加え、彼らが「法学博士」と「是認」された背景的事情を再現してみよう。

1　学識と功績

まず、第一期に選ばれた五人の法学博士たちについて概観する。**表1**に示される通り彼らの経歴の共通点は、再議で選ばれた箕作を除き、開成学校出身で英米に留学経験があるということである。特に英米に留学した者たちは、海外で課程を修了し、学位もしくは称号を獲得している点にも注目できる。また、帝国大学評議会において全員一致の票決を獲得し、最も早く学位授与が決定した穂積陳重、鳩山和夫については法科大学教授の地位があった。なるほど学位令には、帝国大学の教授に博士学位を与えるという規定は残らなかったが、学位授与に関る機関の教授が学位保持者であることは、帝国大学にとって緊要なことであったと推察できよう。その一方で当初学位を授与されるべきでないと判断された箕作麟祥はその意味では例外的な人物であった。箕作は細川、鶴田と同じくいわゆる「古風ノ学者」と看做されていたが、再議を要してまで、帝国大学から箕作のみが学位を与えられたことには如何なる要因があるのだろうか。

箕作は幼少期より蘭学や英学に触れ、洋書の翻訳を任務とした蕃書調所で修業し、翻訳を通して西洋の学問を修学していった人物である。それだけではなく、箕作には特筆すべき業績があった。それは、フランスの五法典と憲法を翻訳し、『仏蘭西法律書』として出版したことである。(74) この出版は我が国に西洋近代法典を知らしめ、法典編纂事業の道を切り開く画期的な翻訳書であった。帝国大学評議会は我が国に西洋法学的基盤をもたらした学問的成果を認め、その近代的な法学識を有していると認めたのであろう。刑事二法典を除き、主要な法分野の法典が未だ完成されていなかった明治二一年において、西洋法、特に英仏の法学識が法学博士認定のための資格標準であったと考えられよう。(75)

では何故、そのような中で細川と鶴田も法学博士の候補者に数えられたのだろうか。ここで森有礼が明治二一年四月二五日に帝国大学の教官に対して行った演説に注目したい。森は、外国語で法律学が教授されている状況について「抑法律学ヲ教フルニ外国語ヲ以テスルニ拘ハラズ其之ヲ教フル目的ハ日本ノ法律ヲ教フルニアリ、決シテ英国若クハ米国若クハ仏国普国ノ法律ヲ目的トシテ研究スルニ非ズ」と、法学教育の目的が専ら日本法の教育であることを断ったうえで、「日本ニ現行法ナクシテ学科上必要ナルモノハ外国ノ法律ニ就キ之ヲ研究スルヲ要スルアリ」[76]と述べている。つまり、現行法が未だ発布されていない法分野については止むを得ない事情があったとはいえ、森が想定していた帝国大学とは「英国若クハ米国若クハ仏国普国ノ法律」ではなく、「日本ノ法律」を教える場であるべきであったのである。

ここに明らかな通り、森と帝国大学の間には「博士像」における食い違いが生じていた。実際に森は次のように述べていた。「大学評議官ニ向テ一言ス、学位ハ博士ト大博士トヲ問ハス、之ヲ授クルニハ学力、功労、著述ノ三個ニ就キ充分其資格ヲ査定スルヲ要スヘキモノナラン、然ルニ今日マテノ経験ニ由レハ単ニ学力ニノミ偏スルカ如シ」[77]。つまり、森の考える博士とは、単に学力に優れるだけでなく、学力、功労、著述の三要素が十分に備わっている者であったのである。

森が法学博士候補とした細川、鶴田については、日本の法律起草者、法典編纂者として明治国家に貢献してきた人物であった。細川の学問的基盤は長崎に遊学し蘭学を学び、江戸へ出て海軍操船所に入り航海術を習得し、中浜万次郎から英語を学んだことなどに由来するが、専門的な西洋の法学を修業した人物とは言い難い[78]。また、彼は明治初期の出版条例、新聞紙発行条目などの法令起草にも携わったが、これらの条例には外国法制の摂取・継承を必ずしも要するものではなく、新聞や図書の出版事情に一定の知識があれば、法的専門知識を必要とせずに作成しうる程度の内容であったと看做されている[79]。ちなみに、細川は学位令改正後の明治四二年に博士会の推薦により博士の学位が授与

されるが、その学位は法学博士ではなく文学博士であった。[80] 法学が洋学一辺倒であったことに対し、文学については国学や漢学を含む領域であり、明治二一年の文学博士は留学を前提とせず、比較的年齢の高い人物にも学位を授与されたことは、これまで指摘されている通りである。[81] 今日では細川が「明治十年代の法典編纂のエキスパート」[82]と称されることもあるものの、当時新しい西洋の法律学を修得していなかった彼に対する帝国大学評議会の対応は前節で述べた通り冷たいものであった。また、鶴田については、木下犀潭塾に遊学し、松岡甕谷の下で律学を修めたと言われている。[83] やはり、西洋法学は十分に修業しなかったが、「律学」に通じていた鶴田は、主として新律綱領、改定律例といった明治初期の中国伝統法に遡る律型刑法の編纂に携わり、旧刑法の編纂時にはお雇い法律顧問ボワソナードと討議を重ね、草案起草に当ったことは夙に知られている。[84]

また、箕作、細川、鶴田が博士候補となった明治二一年三月時点において彼らは、その実質は「立法諮問機関」と称されることもあるが、法令、法律および法典案の「議法」が行われた元老院[85]の議官を務めていたことにも注目できる。とりわけ、元老院議官の中で箕作、細川、鶴田の三人のみが法律取調委員、破産法編纂委員、会社条例編纂委員の三つの委員を兼任していた事実[86]も見逃せない。

国家のために実用の学問を重視した森が法学博士として相応しいとした基準は、西洋に限定された法学識を有することでは必ずしもなく、法律に関りながら、それを通して明治国家建設に携わった「功績」であったと思われる。こうした「功績」のある人物たちが帝国大学によって博士候補から排除されたことは、森にとって極めて遺憾で、帝国大学の評価方法が学力に偏重しているように見えたのであろう。

2　英仏法という法学識

続いて、第二期に選ばれた法学博士たちについて目を向けよう。彼らのうち井上、木下、熊野の三人は司法省法学

校出身者であった。帝国大学が創設される以前には官立の法学校として、東京大学の法学部と司法省の法学校が並在していたが、司法省法学校は明治一七年に廃止、文部省所轄の東京法学校へと移管され、明治一九年には東京大学の法学部との統合が完了する。[87] つまり、のちに東京大学法学部へとつながる開成学校出身者を中心に法学博士が第一期では選出されたことに対し、第二期においては司法省法学校出身者を中心に選出されたのである。司法省法学校の第一期生であった井上正一、熊野敏三、木下広次と東京外国語学校出身の富井政章はフランス留学者でもあり、特に井上、熊野、富井の三人はフランスでも法学博士（Docteur en droit）の学位を取得していることが注目に値しよう。つまり、第二期ではフランス法の専門家を中心として法学博士が選出されたことになる。

このような結果について、明治二一年の『法学協会雑誌』では「偶然とは申しながら能くも斯く英仏の法律家がかたまりて第一回と第二回に分かれたることともなり」と報じ、続けて「されば世上にては第三回目は専ら独逸の法律を修めたる人々に法学博士の学位を授けらるるならんなど言なせども如何のものにや」[88]と興味深く推測した。ここで改めて、明治二一年に学位を授与された一〇人の法学博士の学識を分類するならば、英米が田尻、菊池、穂積、鳩山、岡村の五人で、フランスが箕作、井上、木下、熊野、富井の五人となる。すなわち、当時授与された法学博士の学識はまさに英米法、フランス法のいずれかを修めていることが重要な要件とされ、特に英米やフランスでの留学や学位取得経験が重視される傾向にあったと考えられよう。

では、先に挙げた明治二一年の『法学協会雑誌』で予見されていたドイツ法修学者は博士学位授与の場面に登場してこないのだろうか、次に見てみよう。

3　ドイツ留学生の登場

明治二四年に文部大臣が提示した法学博士候補――いわゆる第三期――は、その殆どが西洋で法学を研鑽してきた

人物たちであった。しかしながら、その候補の半数以上が否決の結果になった。その原因は如何なるものであろうか。

複数の国に留学した人物を含め、和田垣謙三、末岡精一、宮崎道三郎、穂積八束、梅謙次郎、金井延、山脇玄、本多康直の実に八名がドイツに留学している。そのうちドイツの大学の学位を持つのは山脇[89]と本多[90]の二人だけであるが、こともあろうに彼ら二人にだけ法学博士が授与されていない。プロイセンドイツに範をとった明治憲法が施行され、ドイツ法研究も盛んになっていく時期にあって、ドイツ法学識の最高峰を表象するであろうドイツの大学で取得した博士学位は意味をなさなかったのであろうか。[91]

時代は遡るが、明治一一年、ハーバード大学の法学士を取得し帰朝した金子堅太郎が司法省に仕官を願い出た時のことを次のように回想している。司法大書記官の渡辺驥から東京大学法学部卒業生と同等の二五円の月給を告げられた際、「東京大学の法学部と米国のハーバード大学とは雲泥の差ありて迚も比較すへきものにあらず」と不満を露わにし、金子はドイツより帰朝した山脇と同じ月給百円に増額することを求めた。これに対し渡辺は「山脇は独逸のドクトルの学位を有す」という理由で断ったという。[92]

このように当時貴重であったドイツの「ドクトル」学位所有者に対して、司法省が重用していた事実は確認できるが、明治二四年に授与された法学博士たちにおいては海外での学位を持たない者もおり、彼らに共通する要素は東京大学出身の学士を有するということであった。東京大学の法学部は菊池武夫や鳩山和夫を講師とし、穂積陳重を教授として迎えたことで、法学教育の「自国化」が推進され、西洋法学の受容を主体的に進める契機をつくった教育機関である。[93]ここでは、法学博士取得のために、東京大学で教授される法学識の修得を資格要件とすることが示されたのではないだろうか。

さらに重要な要因は、帝国大学の現任教授か否かということにもあろう。明治二一年の法学博士取得者の職歴をみると、帝国大学教授経験のある者を田尻、穂積、鳩山、木下、富井、司法省や元老院、裁判所などに勤めた官僚とし

て箕作、菊池、井上、熊野、岡村という分類が可能であろう。このように明治二一年次では帝国大学教授と司法官僚からそれぞれ候補者が選ばれたのに対し、明治二四年次の法学博士たちは、増島を除く全員が帝国大学の教授という職位が与えられていた。つまり、英、仏、独いずれかの西洋法による法学識を有するかを前提としながら、もはやそれだけに留まらず、帝国大学法科大学の教授の職務こそ法学博士に求められる重要な要件となっていったのである。換言すれば、明治二四年の法学博士の授与は帝国大学法科大学教授として教育、研究に従事する専門的な法学者の誕生を示唆するものであり、その選出には帝国大学の評議会による主導的な姿勢が窺えたのである。さらに言えばこの時の法学博士の選出は、明治二六年九月から始動する帝国大学における講座制[94]の前提段階ともなったと考えられる。同年の帝国大学教授陣を確認すると既に法学博士を持つ穂積陳重、富井政章の他は和田垣謙三、末岡精一、宮崎道三郎、穂積八束、梅謙次郎、金井延、土方寧が在籍しており[95]、まさに明治二四年に法学博士を授与された人物が名を連ねている。

第三期の博士学位授与の後、『法律雑誌』は、「博士ヲ推薦スルニハ何ヲ以テ標準トナシタルカ」ということを検討したが、その分析結果は「帝国大学ノ教授ヲ受ケタルヲ以テ一要件ト為シ」、さらに「外国ニ留学シタルヲ一要件ト認メ[96]」たとするものであった。つまり、彼らへ学位授与がなされたことによって、東京大学出身の学士が海外留学を経て、帰国後に法科大学の教授となり、法学博士の学位が授与されるという明治日本の法学者のキャリアモデルが提示されたのである。

四　むすび

以上、明治二〇年学位令施行下で学位の授与を受けた法学博士に焦点を当て、その選出過程を再現してきた。そこ

で働いた資格認定標準の内実は、明治二一年においては英法もしくは仏法に基づく西洋法の学識を評価することに重点が置かれたが、同二四年に至っては帝国大学を中心とした官学アカデミズム形成の一端を担う役割が期待されていたのである。そこにはもはや森有礼が望んだ明治国家建設に携わってきた「功績」に基づく博士学位の授与ではなく、まさしく「国家ノ須要ニ応スル学術技芸」を研究し教育するという帝国大学本来の目的に適う法学者の誕生が示されていたのである。

明治二一年五月、福沢諭吉は大博士の選出[97]を前にして「博士会議[98]」と題する論を発表し、大博士の選出が政府主導で行われることを批判した。つまり、福沢は学問の地位の維持を重視するが故に「学問社会の博士が政治社会の装飾品に利用」されることを危惧し、「学問の独立」を主張したのである。今日、こうした福沢の主張は私学における学問の自由としても理解されるが、明治二一年当時、文部大臣によって学位を授与された博士たちについて、福沢以外にも「概ね政府部内に奉職せる人若くは半官的の学士のみにして更に純粋なる民間の学士なきこと[99]」を問題視する意見も出されていたのである。確かに、帝国大学が学位授与制度において自律的な認定主体として現れる過程は上述の通りであるが、大正九年の学位令に至るまで、結局は文部大臣が授与権者であり続けた事実は、近代日本における「学問社会[100]」の形成がいかに国家的枠組みから自由であり得なかったかを示していよう。

帝国大学体制における法学アカデミズムの性格をさらに検討するために、法学博士学位の成立期にやはり法学教育機関として隆盛を誇っていた私立法律学校との関係や、「法学」という学問分野が、隣接する「政治学」を含みつつどのように「制度化」していったのかという問題も扱わなくてはならない。これらについては稿を改めて論ずるつもりである。

（1）　明治憲法施行期前後の法史的概観として、利谷信義「近代法体系の成立」『岩波講座日本歴史十六　近代三』岩波書店、

一九七六年、長谷川正安・利谷信義「日本近代法史」『岩波講座現代法十四　外国法と日本法』岩波書店、一九六六年参照。

（2）近代日本にける法学教育については天野郁夫「法学系私学の生成と発展」『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、一九八九年、四二一頁以下、吉井蒼生夫「法学教育の歴史的分析」『近代日本の国家形成と法』日本評論社、一九九六年、二〇五頁以下、前田達男「日本資本主義と大学・法学部」（日本法社会学会（編）『大学問題の法社会学的研究』有斐閣、一九七〇年）、八三頁以下参照。また、三阪佳弘「裁判官の任用と司法省―明治末から大正期の法曹養成論議とその帰結としての集権化」『近代日本の司法省と裁判官』大阪大学出版会、二〇一四年、二二五頁以下は裁判官任用資格との関連で法学教育に言及した研究である。

（3）内閣官報局『法令全書　明治十九年　上巻』、七四頁。

（4）官僚養成機関としての東京大学、帝国大学の法学教育については利谷信義「日本資本主義と法学エリート（一）、（二）」（『思想』四九三および四九六号、岩波書店、一九六五年）を参照。

（5）「帝国大学体制」とは、帝国大学をいわゆる帝国大学令の公布のみで性格づけるのではなく、帝国大学が多くの大学内外の関連諸制度または政治、経済制度などとの関連をもって構造化されていった事実に着目し、その全体構造を表示するために設定された枠組みである。酒井豊（編）『日本近代大学成立期における国家、学術体制ならびに大学の関連構造に関する研究（平成元年度科学研究費補助金研究成果報告書）』一九九一年、一二頁。

（6）以上、東京大学百年史編集委員会（編）『東京大学百年史　通史一』東京大学、一九八四年、六〇一―六〇六頁。

（7）寺崎昌男「日本の学位制度をふりかえる」（『大学基準協会会報』第七〇号、大学基準協会、一九九三年）、二一頁。

（8）例えば、娘を持つ親たちが「学士様ならお嫁にやろか」と考えるほどであったと言われている。寺崎昌男『東京大学の歴史』講談社、二〇〇七年、一〇五頁。

（9）『法令全書　明治二十年　上巻』、五五頁。

（10）『法令全書　明治二十年　上巻』、七四―七七頁。

（11）『法令全書　明治三十一年』、四七四―四七五頁。

（12）博士会は、明治三一年一二月一〇日に勅令第三四五号として公布された博士会規則によって規定された組織であり、第一条に「博士会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条第一項第二号及第三条ニ規定セル学位ノ授与褫奪ニ関スル事項ヲ審査ス」と規定されている。『法令全書　明治三十一年』、四七五―四七六頁。

（13）寺崎前掲論文、一八頁。
（14）『法令全書　明治三十二年』、二〇―二一頁。
（15）臨時教育会議については、海後宗臣（編）『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、一九六〇年参照。
（16）天野郁夫「学位制度の変遷」天城勲（編）『エリートの大学・大衆の大学』サイマル出版会、一九七九年、二一八頁。
（17）『官報』一九二〇年七月六日付。
（18）寺崎前掲論文、二二頁以下。
（19）以下で特に断りがない限り、学位令と言うときは明治二〇年のものを指す。
（20）明治二〇年学位令の制定過程については、中野実『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館、二〇〇三年、八一頁以下も参照されたい。
（21）帝国大学令と森有礼の思想に関して、山中永之佑「教育制度」福島正夫（編）『日本近代法体制の形成　上巻』日本評論社、一九八一年、三八八―三九五頁では、森が帝国大学に期待する研究や教育は殖産興業、富国強兵政策に直接役立つような実用科学であるとされている。
（22）『日本学士院八十年史　資料編一』日本学士院、一九六一年、三〇七頁以下。
（23）加藤の大学観に焦点を当てた研究として、二見剛史「日本近代大学成立史の研究（その一）―加藤弘之の学術研究中心の思想―」（『九州大学教育学部紀要』第一二集、一九六七年）、一七―二八頁。なお、加藤の大学観はドイツの大学の理念に基づくものであり、哲学科に指導原理を求めた「深遠なる」学問の発展を望むものであるとされている。
（24）『日本学士院八十年史　資料編一』日本学士院、一九六一年、三〇七頁。
（25）寺崎昌男「日本の学位制度―小史の試み」『大学は歴史の思想で変わる』東信堂、二〇〇六年、二四四頁。
（26）『法令全書　明治十九年　上巻』、七五頁。
（27）「帝国大学令ヲ定ム」（国立公文書館所蔵『公文類聚・第十編・明治十九年・第二十八巻・学政一・学制総・校舎一』）。
（28）「学位条例草按ニ付意見申出ノ儀総務局長ヨリ照会」（東京大学文書館所蔵『文部省往復　明治十九年』）。
（29）東京大学所蔵『自明治十九年三月至明治二十年四月　評議会記録　乙第一号』、二四頁。
（30）「帝国大学令第四条ニ依リ授与スル学位（博士号）ニ関スル勅令案」（東京大学文書館所蔵『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。

(31) 「学士会員学位教育博覧会及海外留学生ニ関スル事項」に改正されている。内閣記録局（編）『法規分類大全一六官職門（十四）』一八九一年、五〇―五一頁。
(32) 「森文部大臣の演説」（『教育報知』第一二三号、東京教育者、一八八八年）、二〇頁。
(33) 前掲『東京大学百年史　通史一』、九八七頁。
(34) 佐藤広志「日本における最初の博士集団」（『大学論集』第二三集、広島大学大学教育センター、一九九四年）、一二九―一三〇頁。
(35) 前掲『東京大学百年史　通史一』、九五一頁。
(36) 渡辺洪基については瀧井一博『渡辺洪基』ミネルヴァ書房、二〇一六年参照。
(37) 「細川潤次郎外二十四名へ博士学位授与ノ議文部大臣ヨリ帝国大学評議会ニ附サレタル件（二十一年）」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。
(38) 前掲「細川潤次郎外二十四名へ博士学位授与ノ議文部大臣ヨリ帝国大学評議会ニ附サレタル件（二十一年）」。
(39) 東京大学所蔵『自明治二十年四月至明治二十一年　評議会記録　乙第二号』、三九頁。以下『評議会記録　乙第二号』と表記する。
(40) 『東京帝国大学一覧　明治二十五年―二十六年』帝国大学、一八九二年、二一八頁。なお、九人の帝国大学評議会の構成員（評議官）には、明治二十一年六月七日（第二期）までに博士学位が授与されている。
(41) 明治一九年の帝国大学令第八条に評議官は「文部大臣各分科大学教授ヨリ各二人特選シテ之ニ充ツ」とあるが、同二五年八月までは必ずしも規定通りにはならなかったようである。寺崎昌男「日本の大学における自治的慣行の形成」（『教育学研究』第三二巻第二・三合併号、日本教育学会、一九六五年）、一三五頁。
(42) 『評議会記録　乙第二号』、三九―四一頁。
(43) 鳩山の得票数が一票少ないのは、鳩山自身も評議会の構成員であったため、自分自身への投票を行わなかったためであると考えられる。
(44) この世代間の差異は、翻訳を主とする幕末型洋学知識人と実際に西洋の地で研鑽を積んだ明治の専門アカデミシャンという表現によってもなされる。瀧井一博『明治国家をつくった人びと』講談社、二〇一三年、一一三頁。
(45) 「梅謙次郎氏の談　三十六年八月十三日」（大槻文彦『箕作麟祥君伝』丸善、一九〇七年）、一三五頁。

(46)「磯部四郎氏の談　三十四年八月三日」（大槻前掲書）、一一五頁。
(47)「細川潤次郎外十名ニ学位授与ノ儀ニ付文部省ニ於テ帝国大学評議会開設ノ件（二十一年）」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。
(48)『評議会記録　乙第二号』四四頁以下。ここで「異例」と称すのは、通常の評議会の記録には文部大臣および文部次官の臨席はなく、開催場所の記載もないためである。
(49)　前掲『東京大学百年史　通史一』、九六九頁。
(50)　前掲「細川潤次郎外十名ニ学位授与ノ儀ニ付文部省ニ於テ帝国大学評議会開設ノ件（二十一年）」。
(51)「田尻稲次郎外七名ニ博士学位授与ノ議文部大臣ヨリ帝国大学評議会ニ附サレタル件（二十一年）」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。
(52)『評議会記録　乙第二号』、六〇頁。
(53)　前掲「田尻稲次郎外七名ニ博士学位授与ノ議文部大臣ヨリ帝国大学評議会ニ附サレタル件（二十一年）」。
(54)『官報』一八八八年五月八日付。
(55)　最初の博士学位選出に関する一連の事件を踏まえ、「学位制度、という学術評価システムの創設が、政治権力からアカデミーの自立を促した」という評価がなされ、博士学位制度の成立が、大学自治の形成への一要因とも看做されている。寺崎前掲書、一〇八頁。
(56)「木下広次外二十四名同上（二十一年）」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。
(57)『評議会記録　乙第二号』、七五頁以下。
(58)　前掲「木下広次外二十四名同上（二十一年）」。
(59)『官報』一八八八年六月八日付。
(60)『官報』一八八八年五月八日付。
(61)　この結果の背景には、第一期での選出の経過とその結果をふまえ、森の側において予め帝国大学側の規準に譲歩した候補者の推薦を図ったとの推測も成り立つかもしれない。
(62)　第一回博士会議には、文部大臣森有礼、文部次官辻新次も出席したことが報じられている。「博士会議」（『教育報知』第百二十三号、東京教育社、一八八八年）、一二頁。

(63)「和田垣謙三外三十四名穂積八束外三十七名細川潤次郎外二十四名同上（二十四年）」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。

(64)　東京大学所蔵『自明治二十三年五月至明治二十五年二月　評議会記録　乙第四号』、五四頁以下。以下『評議会記録　乙第四号』と表記する。

(65)『評議会記録　乙第四号』、六〇頁。

(66)『帝国大学第六年報　起明治二十四年一月　止同年十二月』（復刻版、東京大学史史料研究会（編）『東京大学年報第三巻』東京大学出版会、一九九三年）、二八三頁。

(67)『評議会記録　乙第四号』、七二頁以下。

(68)「土方寧外三名同上」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。

(69)　前掲『東京大学第六年報』、二八六頁。

(70)　前掲「和田垣謙三外三十四名穂積八束外三十七名細川潤次郎外二十四名同上（二十四年）」。

(71)「宮城浩蔵外二名学位授与否決ノ件」（前掲『重要書類彙集　明治十二年明治二十四年』）。

(72)『官報』一八九一年八月二五日付。

(73)　第四期は学位が学位論文によって請求されたという点において、第三期までとはその取得方法が大いに異なる。帝国大学で行われた学位論文検定の過程や近代法史における意義については稿を改めて詳述する。

(74)　吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』、日本評論社、一九九六年、三八一―三八二頁。箕作麟祥については、山中永之佑「箕作麟祥」潮見俊隆、利谷信義（編）『日本の法学者』、日本評論社、一九七四年、一頁以下も参照。

(75)　岩谷十郎「近代日本法史における「学識」判事の登場」『明治日本の法解釈と法律家』慶應義塾大学法学研究会、二〇一二年、三七三頁。

(76)　森有礼「帝国大学教官に対する演説」（大久保利謙（編）『森有礼全集　第一巻』宣文堂書店、一九七二年）、六一七頁。

(77)　森有礼「文部省において直轄学校長に対する演説」（前掲『森有礼全集　第一巻』）、六六八頁。

(78)「会員細川潤次郎ノ伝」（『東京学士会員雑誌』一三巻四号、一八九一年）、一七五頁以下。

(79)　奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説（二）」（『法律時報』三九巻六号、日本評論社、一九六七年）、一〇一頁では、外国法の摂取・継承を語るためには、「摂取し継承する主体が、少なくもある程度の法曹家的訓練を経ていなければな

らない」とされている。

(80) 『官報』一九〇九年八月四日付。

(81) 佐藤前掲論文、一二九頁。

(82) 七戸克彦「民法典を創った人びと［二十二］」（『法学セミナー』六七四号、日本評論社、二〇一一年）、五八頁。

(83) 鶴田徹「鶴田皓―経国の文章」（早稲田大学地域文化研究所（編）『肥前の歴史と文化』行人社、二〇一〇年）、一七五頁。

(84) 新律綱領、改定律例の選定にあずかる日本の法律家であった鶴田がハーバード留学生井上良一をいやしんだ逸話が知られており、そこに鶴田の西洋法に対する姿勢を窺うこともできる。手塚豊「最初の東京大学法学部教授井上良一略伝」『明治史研究雑纂』慶應通信、一九九四年、五五頁参照。なお、鶴田とボワソナードの編纂論議は、高田久実「刑事裁判費用制度成立小史」（『司法法制部季報』一四四号、法務省大臣官房司法法制部、二〇一七）、五頁以下にその一端が示されている。

(85) 元老院については久保田哲『元老院の研究』慶應義塾大学出版会、二〇一四年参照。

(86) 彦根正三（編）『改正官員録』明治二一年甲三月、博公書院、一八八八年、一七二頁。

(87) 司法省法学校については手塚豊「司法省法学校小史」『明治法学教育史の研究』慶應通信、一九八八年、一〇一頁以下参照。

(88) 「雑録」（『法学協会雑誌』第五一号、法学協会、一八八八年）、一九九頁。

(89) Rudolf Hartmann, Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868–1914, Berlin: Mori-Ôgai-Gedenkstätte, 2005, S. 222. また、山脇玄の翻訳者としての活動については、小野博司「近代法の翻訳者たち（一）―山脇玄と守屋善兵衛」（法政策研究会（編）『法政策学の試み〈法政策研究　第一六集〉』信山社、二〇一五年）参照。

(90) 本多康直のドイツの法学博士取得については、一八八二年にゲッティンゲン大学法学部長のフェルディナント・フレンスドルフから授けられた学位記により確認できる。国立歴史民俗博物館（編）『企画展示ドイツと日本を結ぶもの―日独修交一五〇年の歴史―』二〇一五年、八二頁。

(91) こうしたドイツ留学生で現地において法学博士を取得した人物たちは、明治二三年以降高木甚平、巌谷孫蔵、吉田作弥をはじめに、ある程度のまとまりとして捉えることが可能である。そうした人物たちを「ドクトル・ユーリス」と呼び、分析を行う別稿を用意している。とりわけ、刑事法分野でドイツ学位を取得した留学生については高橋直人「明治期におけるドイツ刑法学の継受と現地での学位取得―大場茂馬、岡田庄作、鳥居誠哉、山川幸雄を主な例として―」井田良、井上宜裕、

白取祐司、高田昭正、松宮孝明、山口厚（編）『浅田和茂先生古稀祝賀論文集　下巻』成文堂、二〇一六年、七六一頁以下も参照されたい。

(92) 金子堅太郎（著）、高瀬暢彦（編）『金子堅太郎自叙伝（第一集）』日本大学精神文化研究所、二〇〇三年、一一五頁。

(93) 天野郁夫「近代日本における外国法の受容と法学教育の成立」（『名古屋大学教育学部紀要』第一八巻、一九七二年）、二一六頁。

(94) 講座制は井上毅文部大臣時代に導入されるが、その目的は大学を「学理」研究中心とするものであったと言われている。寺崎昌男「「講座制」の歴史的研究序説―日本の場合（二）―」（『大学論集』第二集、広島大学、一九七四年）、八一頁。

(95) 帝国大学（編）『帝国大学一覧　従明治二十六年至明治二十七年』、一八九四年、八四頁以下。

(96) 「新法学博士出ツ」（『法律雑誌』八五八号、時習社、一八九一年）、一〇二―一〇三頁。

(97) 福沢は博士会議において「大博士」に推薦される学者として、その選に入ることが予想されていた。昆野和七（編校）『福沢諭吉「学問独立論」』慶應出版社、一九四八年、一八一頁。

(98) 福沢諭吉「博士会議」『福沢諭吉全集　第十一巻』岩波書店、一九六〇年、四八七頁。

(99) 咄々畸士「学位論附たり新博士を評す」（『日本之時事』第三号、博文館、一八八八年）、六二頁。

(100) 福沢は「吾輩は今の日本の政治より今の日本の学問を分離せしめんことを祈る者なり」と述べるように、政治による干渉から自由で独立した学問社会を想定している。福沢諭吉「学問之独立」『福沢諭吉全集　第五巻』岩波書店、一九五九年、三七〇頁。

加藤　学陽（かとう　がくよう）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　法制史学会、法文化学会
専攻領域　日本法制史